

秋田市宅地開発に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為（第15条の2・<u>第15条の3</u>）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第1条～第6条の2（略）</p> <p>第2章 事前協議等 （事前協議）</p> <p>第7条 開発事業者は、優良な宅地開発を促進するため、<u>法第32条（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等の配置および整備、土地利用の調整等について市長と協議しなければならない。ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為および法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の協議（以下「事前協議」という。）があったときは、速やかに当該事前協議に応ずるとともに、その意見を<u>開発事業者</u>に通知するものとする。</p> <p>第8条（略） （計画の届出）</p> <p>第9条 法第29条第1項第3号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第3章 公共施設等の整備等</p> <p>第10条～第15条（略）</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等 （市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為）</p> <p>第15条の2 <u>法第34条第12号</u>の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における建築行為）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為（第15条の2・<u>第15条の4</u>）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第1条～第6条の2（略）</p> <p>第2章 事前協議等 （事前協議）</p> <p>第7条 開発事業者は、優良な宅地開発を促進するため、<u>法第32条</u>の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等の配置および整備、土地利用の調整等について市長と協議しなければならない。ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為および法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の協議（以下「事前協議」という。）があったときは、速やかに当該事前協議に応ずるとともに、その意見を<u>事業者</u>に通知するものとする。</p> <p>第8条（略） （計画の届出）</p> <p>第9条 法第29条第1項第3号および第4号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第3章 公共施設等の整備等</p> <p>第10条～第15条（略）</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等 （市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為）</p> <p>第15条の2 <u>法第34条第8号の4</u>の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>（市街化調整区域における開発区域の面積の特例）</u></p> <p><u>第15条の3 政令第31条ただし書の規定による開発区域の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘクタールとする。</u></p> <p>（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における建築行為）</p>

第15条の3 政令第36条第1項第3号八の規定により区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、前条に規定する開発行為に係る開発区域内において予定される建築物の要件に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更とする。

第4章 説明会等

(周知)

第16条 開発事業者(国および都道府県等を除く。以下同じ。)は、法第29条第1項もしくは第2項又は第35条の2第1項の許可の申請の前までに周辺住民に対して、開発行為の計画の内容、予定される建築物、工事の施工方法等について、規則で定めるところにより、周知しなければならない。ただし、法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で定めるものについては、この限りでない。

以下 (略)

第15条の4 政令第36条第1項第3号八の規定により区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、第15条の2に規定する開発行為に係る開発区域内において予定される建築物の要件に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更とする。

第4章 説明会等

(周知)

第16条 開発事業者は、法第29条第1項もしくは第2項又は第35条の2第1項の許可の申請の前までに周辺住民に対して、開発行為の計画の内容、予定される建築物、工事の施工方法等について、規則で定めるところにより、周知しなければならない。ただし、法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で定めるものについては、この限りでない。

以下 (略)